

労働者派遣事業に関わる情報提供

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

① 1日の平均派遣労働者数	13.75名
② 派遣先事業所件数	8件
③ マージン率	38,89%

（対象期間 令和3年4月～令和4年3月）

※派遣労働者の賃金は弊社給与規定に準じた額であり、派遣料金との関連性はありません。

■ マージンに含まれる費用

- ・社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの会社負担分）
- ・有給休暇費用（年次有給休暇取得時にかかる賃金）
- ・会社運営費用（労務管理費、募集採用費、事務所費、水光熱費、福利厚生費、営業費等）
- ・営業利益
- ・その他諸費用